



瀬田の丘

創刊 1973 年

編集・発行 / カトリック瀬田教会信徒会広報部
東京都世田谷区瀬田 4-16-1



今日のみことば

復活の主日A年（2026年5月10日）

主任司祭 小西広志神父

第一朗読：使徒言行録 8 章 5 - 8、14 - 17 節

第二朗読：ペトロの手紙 1 3 章 15 - 18 節

福音朗読：ヨハネによる福音書 14 章 15 - 21 節

弁護者について

今日の福音朗読には弁護者という表現が登場します。

「弁護者」（新共同訳、フランシスコ会訳、岩波版新約聖書翻訳委員会訳）、「助け主」（日本聖書協会口語訳）と訳されているギリシア語・パラクレオスの元々の意味は、動詞「呼ぶ、招く、慰める」に由来し（新聖書大辞典「助け主」）、「そばへよび寄せるという動詞の変化したものであり、その務めは、法廷における弁護人のように、積極的にだれかを助け、弁護し、支持することである」（聖書思想辞典「弁護者」）。「ラビ文学では、被告人の人格について弁護し、彼に有利な証言をするために出廷する友人を指している」（新共同訳聖書辞典「弁護者」）。『ヨハネの手紙一』では、イエスは父のもとにおられる弁護者として描かれています（2章1節）。イエスは弟子たちについていつまでもともにいると約束されましたが、生きている時に弟子たちと一緒に歩まれたようにはおられないのです。

今日のヨハネ福音書の箇所では、イエスがなくなった後、父なる神が弟子たちに別の弁護者を遣わして、いつまでも一緒にいるといわれています。「一緒にいる」が今日の福音を読み解くキーワードになるでしょう。

今日の福音朗読の前後関係と構成

「告別説教」の一節です。イエスは父に至る道（14章1-14節）→聖霊の与える約束（15-24節）→別れの言葉（25-31節）

プロテスタントの神学者、ルドルフ・ブルトマンは14章15-24節を「子と父との愛の関係」と呼んで、三つの段落に分けています。①「別の弁護者の約束」（15-17節）、②「イエスの再臨の約束」（18-21節）、③「イエスと父の到来の約束」（22-24節）。

